

動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直しについて (提言)

平成11年3月29日
東京都動物保護管理審議会

当審議会における審議の過程で交わされた意見のなかには、諮問事項に直接かかわるものではないが、答申の内容を円滑に推進する上で重要な事項があったので、ここに提言する。

1 動物保護相談員の活用について

(1) 今日の背景

「猫の適正飼育推進策」及び「動物取扱業者の指導育成策」をはじめとする動物保護管理の方策を推進し、「人と動物が共生する潤いのある街づくり」を実現するためには、各方面からの施策への積極的な参加と協力が必要である。「東京都動物の保護及び管理に関する条例」(以下「都条例」という。)に規定された動物保護相談員は、そのような協力を得るために有効な制度であり、その導入と活用を図るべきである。

都条例制定から20年近くが経過し、動物の適正な飼育への理解と関心は都民の間に広く浸透しつつあり、動物はかけがえのない存在として人の生活の中に位置付けられてきている。また、阪神淡路大震災の際の動物救護活動に見られたように、NPO(非営利組織)と行政との協力活動も広がりを見せており、本制度を受け入れる素地は社会の中にも整いつつある。

(2) 動物保護相談員に期待される役割

都条例の目的を達成するには、何より都民の協力が不可欠であり、動物保護相談員には都民と行政をつなぐパイプ役が期待される。

より具体的には、動物愛護の推進や適正飼育の普及等にかかわる問題を調査し、その結果を知事に報告したり、提案の形にまとめることが求められる。このような役割を担うためには、動物飼育についての知識が豊富であり、動物愛護精神の普及についての熱意を持ち、公平な立場で判断し、広く都民から信頼される人物が適任であると考えられる。

2 特定動物許可制度の見直しについて

(1) 制度見直しの必要性

人に危害を加える危険性が高い動物は、不注意や災害により逃げ出した場合を考慮すると、一般に飼育することは好ましくない。そのような動物は、都条例においても特定動物に指定され飼育に当たっては許可が必要とされている。しかし、無許可店舗での販売や無許可飼育の事例もみられるのが現状である。

さらに、近年カミツキガメやアライグマが街中で発見されるなど、特定動物ではないものの危険性の高い外来野生動物¹⁾を飼う人が増加する傾向が見られる。

このような動物飼育を巡る社会的変化に則して、現行の特定動物許可制度を見直すことが必要である。

1) 外来野生動物：ここでは、国外で捕獲若しくは繁殖されて輸入された外国原産の動物又は国内で繁殖された外国原産の動物を指す。

(2) 対象とする動物種の拡大

多種多様な動物がペットとして流通し、そのなかには人の生命や身体に対する危害が懸念される動物種もある。そのため、特定動物の範囲についても、動物種ごとに危険性を再評価し、拡大する方向で見直すべきである。

また、対象動物種の選定に当たっては、動物の生理、習性に関する知識を有する専門家による検討が必要である。

(3) 個体登録制度の導入

現在の許可制度は、おりなどの施設を対象としたものであるため、特定動物の移動や売買の実態が把握しにくく、無許可飼育を助長しやすいのが現状である。

そこで、特定動物については現行の施設に対する許可制度に加え、個体ごとの登録制度を導入することが望ましい。